

○

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省
・経済産業省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
		(異動事由等)	(異動事由等)
第四条	〔略〕	第四条	〔同上〕
2	〔略〕	2	〔同上〕
3	法第二条第四項第二号の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	3	〔同上〕
	〔一〇六 略〕		〔一〇六 同上〕
七	預金保険法第二条第二項に規定する預金等又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等のうち預金等に該当しないもの（以下「対象外預金等」という。）と預金等を組み合わせた商品に係る預金等については、当該商品に係る対象外預金等について第一号から第五号までに掲げる事由に相当する事由並びに前項第一号及び第二号に掲げる事由に相当する事由の全部又は一部が生じたこと。		〔一〇六 同上〕 〔号を加える。〕
	〔4～7 略〕		〔4～7 同上〕

(最終異動日等)

第五条 法第二条第五項第二号の主務省令で定める事由は、次の各号

に掲げる事由とし、同号の主務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由のある預金等に応じ、当該各号に定める日とする。

〔一～六 略〕

七 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品に係る預金等において、当該商品に係る対象外預金等について第一号から第五号まで

に掲げる事由に相当する事由があること（金融機関及び預金者等が、当該商品のうち対象外預金等に生じた事由は当該商品に係る預金等にも生じたものとすることを合意した場合に限る。）当該対象外預金等に係る第一号から第五号までに定める日に相当する日

2 前項第二号から第七号までに定める日については、金融機関及び預金者等が当該日を法第二条第五項第二号の規定に基づく最終異動日等として取り扱わないことを合意した場合にあっては、同号の規定に基づく最終異動日等に該当しないものとする。

〔3～5 略〕

6|| 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等において、一の預

金等の最終異動日等が法第二条第五項第三号又は第四号に掲げる日となつた場合であつて、金融機関及び預金者等が当該日を当該商品に係る他の預金等の最終異動日等として取り扱うことを合意したときは、当該日を当該他の預金等の最終異動日等とみなす。

(最終異動日等)

第五条 「同上」

〔一～六 同上〕
〔号を加える。〕

2 前項第二号から第六号までに定める日については、金融機関及び預金者等が当該日を法第二条第五項第二号の規定に基づく最終異動日等として取り扱わないことを合意した場合にあっては、同号の規定に基づく最終異動日等に該当しないものとする。

〔3～5 同上〕
〔項を加える。〕

7||

金融機関が破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関及び同法第七十四条第三項又は第百十条第二項の規定により破綻金融機関とみなされるものをいう。）若しくは同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等又は経営困難農水産業協同組合（農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合及び同法第八十三条第三項又は第百四条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものをいう。）から預金等に係る債務を承継した場合には、当該承継があつた日を当該預金等に係る法第二条第五項第四号に掲げる日とみなす。

（休眠預金等移管金の納期限等）

第九条

〔略〕

2 法第四条第一項の主務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、当該事由のある場合における同項の主務省令で定める期限は、法第三条第一項の規定による公告をした日又は当該各号に規定する事由が生じた日のうちいずれか遅い日から一年（第七号から第十一号までに掲げる事由がある場合にあつては、二年）を経過する日とする。

〔一～十 略〕

十一 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品に係る預金等において、当該商品に係る対象外預金等について第七号から第九号までに掲げる事由に相当すること（金融機関及び預金者

6||

金融機関が破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関及び同法第七十四条第三項又は第百十条第二項の規定により破綻金融機関とみなされるものをいう。）から預金等に係る債務を承継した場合には、当該承継があつた日を当該預金等に係る法第二条第五項第四号に掲げる日とみなす。

（休眠預金等移管金の納期限等）

第九条

〔同上〕

2 法第四条第一項の主務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、当該事由のある場合における同項の主務省令で定める期限は、法第三条第一項の規定による公告をした日又は当該各号に規定する事由が生じた日のうちいずれか遅い日から一年（第七号から第十一号までに掲げる事由がある場合にあつては、二年）を経過する日とする。

〔一～十 同上〕

〔号を加える。〕

等が、当該商品のうち対象外預金等に生じた事由は当該商品に係る預金等にも生じたものとすることを合意した場合に限る。) 当該対象外預金等につき第七号から第九号までに定める事由に相当する事由の発生

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。